

# 第1章 社会福祉

## ○栗東町解放町民センター設置条例

（昭和51年10月1日）  
（条例第29号）

改正 昭和55年10月1日条例第25号

（目的）

第1条 基本的人権の尊重の精神にのっとり同和地区及び近隣地域住民（以下「地域住民」という。）に対して同和問題解決のための各種対策を総合的に推進し、もつて地域住民の社会的、経済的、文化的水準の改善向上と差別意識の解消を図り、同和問題の速やかな解決に資するため、本町に解放町民センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び所在地）

第2条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 栗東町立十里会館

所在地 栗太郡栗東町大字十里401番地

（附帯施設）

第2条の2 センターの総合的な運営をはかるため、センターに次の附帯施設を置く。

名 称	所 在 地
十里老人憩の家	栗東町大字十里401番地
十里児童遊園	
十里運動公園	栗東町大字十里405番地の1

2 第1項の施設のうち、十里運動公園の管理については、この条例に定めるほか、栗東町都市公園条例（昭和46年栗東町条例第10号）を適用する。

（事業）

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 地域における同和対策の総合的推進を図るため、関係機関団体との連絡調整

に関すること。

- (2) 相談事業に関すること。
- (3) 各種講座及び同和問題についての教育啓発活動に関すること。
- (4) 調査研究に関すること。
- (5) 地域住民の自主的活動の育成指導に関すること。
- (6) 社会福祉の増進及び保健衛生の向上に関すること。
- (7) その他同和対策の推進に関すること。

（運営審議会）

第4条 センターに関する重要事項を調査審議するため、十里会館運営審議会を置く。

2 運営審議会に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

（入館の制限）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を認めないものとする。

- (1) 精神病患者、飲酒している者、伝染病患者及びその疑いのある者
- (2) 危険物或いは他人の迷惑となるような物品又は動物等を携帯する者
- (3) その他入館することが適当でないと町長が認める者

（使用の許可）

第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項により許可した場合において条件を付することができる。

（使用の制限）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物及び附属設備を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 第1条の目的に適合しないと認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第8条 センターの使用料は、別表のとおりとする。ただし、規則で定めるものについては、使用料を徴収しない。

2 使用料は、使用許可を受けたときに納入するものとする。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

（使用権の譲渡禁止）

第9条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の許可の変更、停止及び取消し）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長はその使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が条例又はこの条例に基づく規則若しくは指示に違反したとき。
- (2) 災害その他不可抗力による理由のため使用ができなくなつたとき。
- (3) 前2号のほか管理の都合により必要が生じたとき。

2 前項第1号及び第2号の場合において当該許可の変更、停止又は取消しを受けた者に生じた損害については、町長は賠償の責を負わない。

（原状回復の義務）

第11条 使用者は、センターの使用を終わつたとき、又は前条の許可を取り消され、若しくは使用禁止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを代行する。この場合において使用者は、その費用を負担しなければならない。

（使用者の義務）

第12条 使用者は、センターの使用中は善良な管理者の注意を怠つてはならない。

2 使用者は、センターの使用中建物及び附属設備を亡失し、又は損傷したときは、町長の査定するところにより、その額を賠償しなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和51年10月1日から施行する。
- 2 栗東町立十里会館設置条例（昭和48年栗東町条例第19号）は、廃止する。

附 則（昭和55年10月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。



第7編 厚生（栗東町解放町民センター設置条例）

別表（第8条関係）

1 会館使用料

使用時間 区分	9.00～ 12.00	12.00～ 16.30	16.30～ 22.00	9.00～ 16.30	12.00～ 22.00	9.00～ 22.00
会議室	200円	300円	400円	400円	500円	700円
鶴、亀、 松（竹を 含む。）及 び梅の各 室（各1 につき 室室き）	100円	200円	300円	300円	400円	500円

2 冷暖房料

冷房料	会館使用料の50%加算
暖房料	会館使用料の30%加算

3 運動公園使用料

区 分	午 前	午 後	全 日	1時間当り
土・日・祝日及び 振替休日	250円	400円	500円	70円
その他の日	200	300	400	50